

自動車による理容所・美容所の移動営業に関する取扱要領

第1 目的

この要領は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）内に施設を設け、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2又は美容師法（昭和32年法律第163号）第12条による検査確認を受けて営業する場合において、移動施設のために必要な設備基準等を定めるとともに、保健所間の調整、開設届の手續や監視指導及び行政処分 のやり方など統一的な取り扱い基準を定めることを目的とする。

第2 対象

この要領は、熊本市を含む熊本県内で自動車内に営業施設を設け（以下「営業車」という）、移動して営業することを対象とする。

第3 開設届の手續

- 1 開設届は、通常、申請者の住所地（事務所所在地等）を管轄する保健所（「所管保健所」という。）に提出させること。ただし、やむを得ない場合は、主たる営業地を管轄する保健所に提出させること。

なお、県外から本県に入ってくる場合、営業区域を管轄する保健所に提出させること。

その場合、営業区域が複数の保健所の管轄区域にまたがる場合には、保健所間で調整を行い、主たる営業地を管轄する保健所を所管保健所として決定する。

- 2 営業車は、車両ごとに理容又は美容の届出をし、検査確認を受けさせること。
- 3 開設届は、理容師法施行細則（昭和39年熊本県規則第47号）又は美容師法施行細則（昭和39年熊本県規則第48号）に規定する様式によるものとし、「理（美）容所所在地」の欄には、申請者の住所地（事務所所在地等）を記載し、かっこ書きで通常自動車を保管する場所（車両保管場所）を記載させること。

なお、同施行細則の様式に定めるもののほか、次の事項を記載した書類を添付するよう求めること。

- ① 車検証の写し
 - ② 営業施設の平面図
 - ③ 開設者の連絡場所（電話番号）
- 4 開設届の内容に変更がある場合は、所管保健所長に速やかに届出をさせること。

第4 構造設備等の基準

構造設備等の基準については、固定店舗と同等の基準を適用する。その他下記事項を満たすよう求めることとする。

1 構造設備の基準

- ① 換気に関する基準
 - ・営業中にエンジンからの排気ガスが作業場等に流入しない構造とすること。

② 給排水に関する基準

- ・営業場所で給水を適切にできる場合を除き、施術、消毒及び手洗い等に必要な容量の給排水設備を有すること。

③ 車両の固定に関する基準

- ・固定装置を具備すること。

④ 待合所及び便所の基準

- ・営業の都度適切な場所を確保できる場合を除き、待合所及び便所を確保すること。

2 衛生管理の基準

① 給排水に関する基準

- ・給水に使用する水は毎日取り替えること。
- ・排水処理は適切な場所において行うこと。

② 施術等に使用する水質の基準

- ・水道水と同等であること。

③ 車両の固定に関する基準

- ・作業中は作業場が水平となるよう、車両の水平を確保すること。
- ・営業中は車両を固定すること。
- ・走行中に施術しないこと。

④ その他

- ・施術に必要な電力を確保すること。
- ・廃棄物の処理を適切に行うこと。
- ・営業場所の選定に当たっては、各種法令を遵守するとともに、利用者の安全を十分確保すること。

第5 検査確認済証

- 1 検査確認済証には、営業車の形式、車両登録番号、車体番号その他必要事項を記載するとともに、検査確認済証は営業施設内の客の見やすい場所に掲示させること。
- 2 検査確認済証の交付を行った保健所長は、速やかに薬務衛生課及び関係保健所宛て、その旨の通知を行うこととする。その際、検査確認済証の写しを添付することとする。

第6 免許証等の掲示

営業車には、理（美）容師免許証を掲示すること。また、営業中は、勤務している理（美）容師は下図のようなネームプレートを着用するよう求めること。

〈理（美）容師用〉

	(氏名)
理（美）容師	○○ ○○

〈管理理（美）容師用〉

	(氏名)
管理理（美）容師	○○ ○○

第7 営業計画

営業者に、事前に月間営業計画書（移動経路、営業場所及び営業時間等を記入）を所管保健所に提出するよう求めること。

また、営業記録簿（営業場所、営業時間等を記入）も備え付けるよう求めること。

第8 監視指導及び行政処分

- 1 営業車の監視等については、営業区域内の保健所及び所管保健所の環境衛生監視員が、随時行うものとする。
- 2 営業区域の保健所長は、衛生措置基準及び構造設備基準に問題がある場合については、口頭又は文書で指導を行い、その指導結果等を所管保健所長に速やかに通報するものとする。
- 3 営業区域の保健所長の指導に従わない場合には、営業車の使用の禁止、停止及び設備の改善命令等の処分を所管保健所長において行い、その内容について関係保健所長に文書で通知するものとする。

第9 その他

- 1 道路、公園等の公共用地内で営業を行う場合にあっては、関係法令により規制がなされているため、違法な営業を営むことのないよう指導すること。営業の許可を受けているか確認すること。
- 2 検査確認の際には、管轄区域についての説明（特に他県による営業の場合の別途開設届・検査の必要性）を十分に行い、無届けによる営業がないよう指導すること。
- 3 理（美）容師は定期的に健康診断を受診するものとし、その診断書を携行するよう求めること。
- 4 営業車内の作業所の消毒については、月1回以上行うものとし、その記録を3箇月間保存するよう求めること。

この要領は、平成12年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行する。